

役務

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書（図面、設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらを「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないもの又は仕様書等の交互符合しないものを発見したときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者又は第10条に規定する担当職員の指示に従うものとする。

3 この契約書により、又はこの契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、担当職員を経由しなければならない。

(業務の範囲)

第2条 この委託業務の範囲は、前条の仕様書等のおりとし、受注者は仕様書等に基づき、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理しなければならない。

(業務処理計画書等)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に仕様書等に基づき、業務処理計画書（業務の処理日程、処理方法等を記載した書面）その他必要な書類（以下これらを「処理計画書等」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の処理計画書等が不相当と認められ、その調整を命じられたときは、すみやかにこれに応じなければならない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約書の頭書において契約保証金額を記載した場合には、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる宇治市財務規則第172条に掲げる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（法令上の責任）

第5条 この契約の履行に関し必要な関係法令上の措置は、すべて受注者において行うものとする。

（着手届）

第6条 受注者は、業務に着手するときは、発注者に着手届を提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第8条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して又は大部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、当該第三者に対してこの契約に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、発注者に対し責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項ただし書の規定により承諾を得た業務の部分について、再委託を受ける者又は下請者を決定したときは、当該部分の着手前に発注者に書面により通知しなければならない。

- 4 発注者は、受注者に対して再委託を受ける者又は下請者が業務の実施につき不適当と認めたときは、その変更を請求することができる。

(特許権等の使用)

第9条 業務の実施に特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(担当職員)

第10条 発注者は、この業務の実施について、発注者に代わって指示する担当職員を定めたときは、受注者に通知するものとする。

(業務担当責任者等の選任)

第11条 受注者は、業務の実施について業務担当責任者を定め、発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の業務担当責任者は、発注者又は担当職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

- 3 受注者は、業務の実施について選任した技術者、作業員、その他の者（以下「技術者等」という。）を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 4 発注者は、受注者の選任した業務担当責任者、技術者等について業務の実施につき著しく不適当と認めた者があるときは、受注者に対してその理由を明示して、その変更を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について調査をし、又は受注者に対して報告を求めることができる。

- 2 受注者は、業務の処理について、あらかじめ担当職員の立会いを指定された作業を実施するときは、特に担当職員の立会いのうえ実施しなければならない。

- 3 担当職員は、受注者から前項の立会いを求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。

- 4 受注者は、発注者から見本又は写真等の記録整備を指定されている作業を実施する場合は、当該記録を整備し、発注者又は担当職員の要求があったときは、すみやかに提出しなければならない。

- 5 受注者が、第2項又は前項の規定に違反した場合、担当職員は必要な検査をするこ

とができる。

6 前項の検査に要した経費は、受注者の負担とする。

(仕様書等不適合の場合の更生義務)

第13条 業務の処理が仕様書等に適合しない場合において、担当職員がその更正を要求したときは、これに従わなければならない。ただし、このために委託金額を増し、又は委託期間を延長することはできない。

2 前項の不適合が担当職員の指示によるなど発注者の責に帰すべき理由による場合は、第14条後段の規定を準用する。

(業務内容の変更等)

第14条 発注者は、必要がある場合は業務内容を変更し、若しくは業務を一時中止し、またはこれを打切ることができる。この場合において委託期間または委託金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ書面により定めるものとする。

(緊急時の措置)

第15条 発注者は、委託業務上における施設の事故、故障等、緊急事態発生の場合、受注者に対して所要の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

2 前項の措置に要した経費については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(損害賠償)

第16条 委託業務の処理に関し、生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）の賠償については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する理由による場合の損害については、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第17条 受注者は、業務が完了したときは、仕様書等に基づく業務完了届を提出し、発注者の検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく目的物を発注者に引渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者があらかじめ指定した検査方法及び引渡し方法がある場合は、発注者及び受注者は当該方法により処理するものとする。

(委託金額の支払い)

第18条 受注者は、前条に定める検査に合格し、引渡しをしたときは、所定の手続き

に従って、委託金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者があらかじめ指定した請求及び支払方法がある場合は、発注者及び受注者は当該方法により処理するものとする。

(発注者の契約解除権)

第19条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者の業務の実施が著しく不適當であると認められるとき。
- (3) 受注者が、正当な理由なしに、担当職員の指示に従わないとき。
- (4) 受注者が、第8条第4項及び第11条第4項に規定する発注者の変更請求に応じないとき。
- (5) 営業に関し、官公庁の許可、認可、届出等を必要とする業務について、その資格の取消しをされたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の契約解除の場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがある場合、発注者は当該部分に対する委託代金相当額を支払うものとする。

（違約金）

第19条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債権者等

3 第1項各号の場合（第19条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供

が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第20条 発注者は、業務が完了しない間は、第19条第1項に規定する場合のほか必要があるときは契約を解除することができる。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の契約解除権)

第21条 発注者が、契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至った場合は契約を解除することができる。

(違約金等の控除)

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金、賠償金、その他の発注者への支払金を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は、受注者に支払うべき委託金額の中からその金額を控除し、なお不足を生ずるときは、更に追徴する。

(期限の利益の喪失)

第22条の2 第19条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第22条の3 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(談合行為に対する措置)

第23条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による業務委託料（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による業務が完成した後においても同様とする。

(1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前 3 号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第 1 項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第 1 項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第 1 項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

6 前各項に関する事項については、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

（関係法令の遵守）

第 24 条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（秘密の保持等）

第 25 条 受注者は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第26条 この契約書において書面より定めるものとされている委託期間または委託金額の変更は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第27条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(電磁的記録による契約締結に係る読み替え)

第28条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第1条、第4条	契約書	契約書又は契約の内容を記録した電磁的記録
---------	-----	----------------------

(補 則)

第29条 この契約に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえこれを定めるものとする。

(その他特約条項)